

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	美浦村
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.miho.lg.jp/page/page004754.html

執行機関名 美浦村長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	美浦村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年美浦村条例第24号)に規定する医療福祉費の支給及び支給制限に関する事務であつて規則で定めるもの(母子家庭の母子及び父子家庭の父子)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 美浦村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年美浦村条例第24号)に規定する医療福祉費の支給及び支給制限に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第1条	美浦村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年12月24日条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その <u>生活の安定と向上</u> のために必要な措置を講じ、もつて <u>母子家庭等及び寡婦</u> の <u>福祉を図る</u> ことを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、 <u>母子家庭の母子、父子家庭の父子</u> 、重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の <u>生活の安定と福祉の向上</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		美浦村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年12月24日条例第24号) 美浦村医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和62年9月7日規則第9号)